

研究の動向

■ 要支援こども家庭と保育ソーシャルワークの現在

比治山大学短期大学部 鶴田 智子

1. はじめに

児童虐待問題は核家族化や社会的孤立、複雑な家庭環境などの諸環境の変化により増加し続けている。児童虐待問題の対応として、こどもの命を守ることを重点とした権限行使を伴った介入型の対応が先行し、こどもを家庭から分離し保護する対応がとられてきた。こどもの命を守るためには必要な対応であるが、一方で子育てに不安を持つ保護者は、「この子育てでいいのか」「こどもが保護されてしまうのではないか」といった疑念を抱き、より一層子育てのしにくさを感じている保護者もいるのではないだろうか。就学前のこどもを持つ家庭において、初期の子育ての段階は、希望に満ち溢れ、一番嬉しくもあり楽しくもあるが、一方でこどもの世話に追われゆとりのない生活や、漫然としたこどもや保護者自身の将来の不安は誰しも抱えている。就学前のこども家庭への支援は不適切なこどもへの関わりや虐待に至る前の未然予防を含めた、重要な時期の支援である。養育環境の問題が小さいうちに、適切な支援にアクセスできる状況があれば、こどもや家族が追い込まれることなくウェルビーイングを目指すことができるであろう。加えて、就学前のこどもの多くが利用する保育所等における平成30年施行の保育所保育指針（厚生労働省 2018）では、子育て支援において、保育所を利用している保護者に対する支援と地域の保護者等に対する支援について述べられており、保育所保育の専門性を生かした、地域に開かれた子育て支援を行うことが明示されている。幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、子育ての支援という項目はあるが、一方で幼稚園教育要領にはその記載はない。だが、現場においては保育施設に関係なく子育て支援は行っており、その内容は個別で多様化し、問題の程度に

おいて各こども家庭のニーズにあったソーシャルワークの視点を持った支援が求められている。

本稿では、要支援こども家庭を対象とした就学前保育施設における保育ソーシャルワークに関する研究の近年の動向について、国内の研究を中心に概観する。初めに、要支援こども家庭及び保育ソーシャルワークの定義について述べ、次に就学前保育施設における保育ソーシャルワークに関する研究を取り上げ、最後に就学前のこども家庭支援におけるソーシャルワークの展望について考察することを目的としている。なお、本稿では、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て活動支援事業等といった就学前のこどもと家庭に関わる機関を「就学前保育施設」と呼ぶ。

2. 要支援こども家庭とは

要支援児童については、児童福祉法第6条の3第5項に「略…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第8項に定める要保護児童に該当するものを除く）」と定義されている。こどもは家庭の影響を大きく受ける。要支援のこどもは、「保護者の養育を支援する」ことで、ウェルビーイングの向上が期待できる。加えて、こどもの成長発達の過程で問題を抱えない家庭はない。どの家庭でも起こり得ることを視野に置きつつ、本稿では特に就学前におけるこどもの養育等の環境において、何らかの問題を抱え、今後の養育において困難な問題を抱える可能性がある家庭とそのこどもに着目する。図1に各機関の支援対象範囲と主な連携について示す。「養育環境問題がほとんどない」から「虐待発生予防（養育環境問題が小さい）」では、担任保育者等によるソーシャルワーク的支援を行い、対応に応じて心配だと判断されるケースから「在宅支援（中軽度虐待）要支援児童」については専門職等によるソーシャルワークの支援へと繋ぐ。また、専門職等による保育ソーシャルワークを行う支援者は、他の支援機関との連携を行い、複数の機関で支援を検討する。

加えて図2にこどもの成長に合わせたこども家庭への

Tomoko TSURUTA

比治山大学短期大学部幼児教育科 准教授

〔著者紹介〕（略歴）明星大学大学院教育学研究科博士後期課程修了（博士 教育学）、福岡市保育所保育士、児童相談所児童福祉司、区役所子育て支援課を経て2024年より現職

〔専門分野〕 子ども家庭福祉、こども家庭ソーシャルワーク、子育て支援

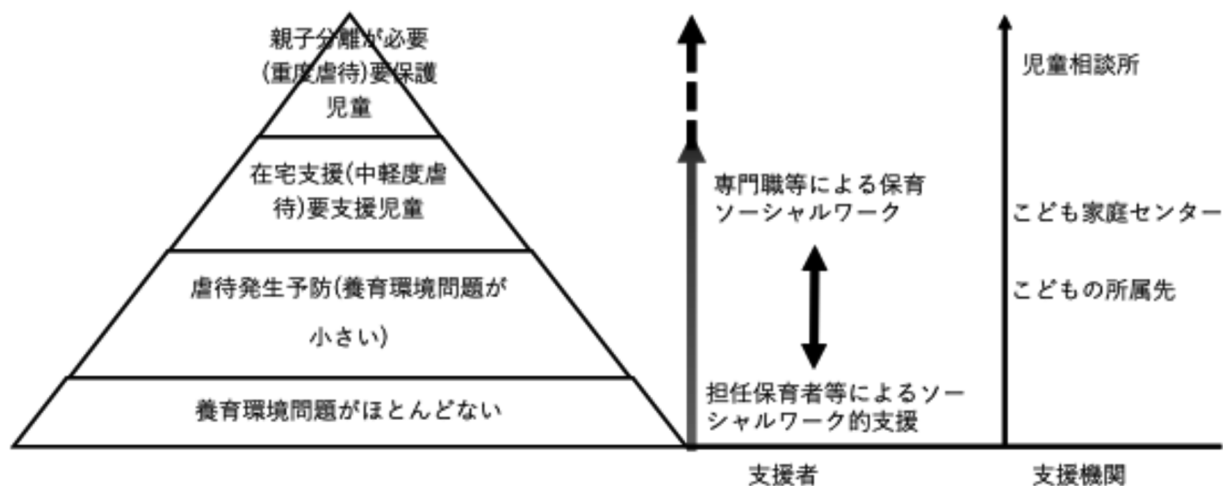


図1 支援対象範囲と就学前保育機関による支援者及び支援機関

鶴田智子（2021, 185）を改変

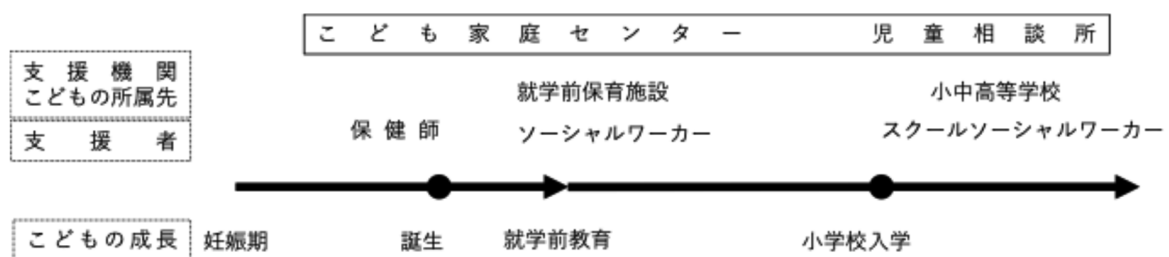


図2 こどもの成長に合わせたこども・家庭の支援システム

鶴田（2021, 188）を参照して作図

支援システムについて示す。妊娠期から就学前保育施設におけるソーシャルワーク支援と学童期のスクールソーシャルワーカーへと切れ目のない支援が必要である。本稿では、就学前保育施設における養育環境問題を抱えるすべてのこども家庭（以下、要支援こども家庭）を対象とする。

3. 保育ソーシャルワークとは

保育ソーシャルワークに関する研究は、2000年頃の「児童虐待防止法」が施行されてから、徐々に研究が進んできた。保育ソーシャルワークの定義として伊藤（2018）は、「保育とソーシャルワークの学際的・統合的な概念として位置づけられ、子どもと保護者の幸福のトータルな保障をめざし、その専門的知識と技術を持って、保育施設や地域社会における特別な配慮を必要とする子どもと保護者に対して行われる支援」と定義しているが、未だ明確なものではなく様々な見解がある。伊藤が示した定義から、より狭義な定義として鶴田（2021, 185）が乳幼児ソーシャルワークの定義として用いた「保育所を中心とした保育施設における乳幼児期のソーシャルワークに焦点をあて、要支援子ども・家庭に対するエンパワメント

とウェルビーイングの援助支援の総称」がある。本稿の保育ソーシャルワークはそれを再考した「就学前保育施設における要支援こども家庭に対するエンパワメントとウェルビーイングの援助支援の総称」と定義する。狭義には、子育て支援に際しソーシャルワーク的視点を取り入れた、こどもと保護者の支援の総称とする。

4. 就学前保育施設における保育ソーシャルワークに関する研究

本稿では、保育ソーシャルワーク研究の概観にあたり、その支援を行う者によって大別した。内訳として支援を行う者を（1）通常の保育を行う保育者、（2）担当クラスを持たないある一定の経験年数を持つ主任級の保育者、（3）外部から派遣されるソーシャルワーク専門職の3つに分類しそれぞれ概観する。

（1）通常の保育を行う保育者の保育ソーシャルワーク

保育所における送迎時の保護者対応に関し北澤・志濃原（2018）は、保護者のアンケート調査を通じて、保護者が保育者等において、コミュニケーションをどうとらえているのかという現状を明らかにし、こどもの状況を

知りたいと感じている保護者が多いことが示唆されたと述べている。加えて、従来、保育者は保護者支援をコミュニケーションの一環として行っており、「保護者への支援という視点での方法論の確立や技術の習得に関しては、進んでいるとは言えない状況」があるとしている。保護者側からのこどもの状況をもっと知りたいという意見の背景には、保育者が保護者に対し、十分にこどもの状況について伝えることができていないことがあると考えられる。また青木（2024）は、送迎時での保護者との関わりの重要性について保育者は必要と認識しているが、一方で保育中に保護者と集中して話すことが難しいといった回答もあり、「環境的要因により対応が難しくなっている現状」があると述べている。

先述した北澤・志濃原（2018）らの課題として指摘された、保育者が行う「保護者への支援」の方法論の確立などについて、保護者支援に関する構造的なツールや保育者が作成する書類として、各自治体が工夫された書式等は散見される。だが全国的に統一された保護者支援についての記録は定められたものはない。これらの課題から見えてくるものは、保育者が保護者支援をするための理論的な土台がなく、その上明柴ら（2024）によると、保育者を対象としたアンケート調査で、「生活上の困難を抱える家庭は多様化・複雑化しており、保育者だけでは支援が困難な場合がある」ことを明らかにしている。加えて立花ら（2024）は、保育所及び認定こども園に対してアンケート調査を行い、貧困家庭に対する保育ソーシャルワークの求められる機能と役割について、「園内解決に限界を感じている保育者ほど、園外連携を重視しソーシャルワーカー派遣の必要性を感じている実態」を明らかにした。保育者が保護者への支援に限界を感じている状況が推察される。

それとは別に、未就園児の保護者を対象とした調査で松田ら（2023）は、未就園児の保護者が必要としている支援について、「発達や生活に対して専門家からの助言や支援、親子や保護者の交流が持てる機会」の2点が今後重要であると述べている。保育所のような場所を活用した保護者交流の場、居場所づくりなど子育て支援をどう整備していくか、方法論と合わせて考究していく必要がある。

(2) 担当クラスを持たない主任級の保育者の保育ソーシャルワーク

担当クラスを持たない主任級の保育者あるいは主任保育者は、ある一定の保育経験を持ち、園全体の保育をまとめ、園長をサポートする業務内容から保育ソーシャルワークを担っていることが多いと推測される。だが、主任保育者の子育て支援に関する研究は少ない。中でも、

渡辺ら（2018）が、保護者との信頼関係についてのアンケート調査を実施しており、保護者の支援関係を作るのが難しい場合、園内で取り組んでいる事例が多かったことが明らかとなり、園内での取り組みに加え他機関との連携の必要性を示した。赤瀬川（2020）によると、精神疾患を有する保護者等の支援経験について、主任級の保育者が多く経験していることが示された。鶴田（2019）は、こども家庭の支援を主な業務として行っている担当クラスを持たない主任級の保育者にインタビュー調査を実施し、保育の経験とソーシャルワーク的視点を取り入れた、要支援こども家庭への支援を行い、自園だけでなく地域の保育所幼稚園や市町村の子育て支援担当部署と連携し支援を行っている実態を明らかにした。担当クラスを持たない主任級の保育者の子育て支援の実態は、多数の業務の一部であり、あまり注目されてこなかったと考えられる。しかし、保育経験も豊富にある主任級の保育者の子育て支援は、保護者にとっては有益であると推察される。今後、保護者支援や担任保育者への助言指導などの実態把握と課題について探索する必要がある。

(3) 派遣ソーシャルワーク専門職の保育ソーシャルワーク

一部の就学前保育施設に、スクールソーシャルワーカーと類似した形で、派遣のソーシャルワーク専門職が導入されている。田邊（2022）は、認定こども園に派遣されるキンダーソーシャルワーカーとして、ソーシャルワーク技法を用いた実践について明らかにし、今後の保育施設でのソーシャルワーカーの活用は一步踏み込んだ支援として重要であることを示唆している。また、田邊（2023）は、自身がソーシャルワーク専門職として定期的に認定こども園にキンダーソーシャルワーカーとして実践していく中で、鶴田（2019）を支持し、担い手として保育者としての専門性とソーシャルワーカーとしての専門性の両方を備えることが、重要であると述べている。ソーシャルワーク専門職の導入については、専門職に求める意義や内容の整理が必要となる。保護者のニーズの掘り起こし、つなぐ事案、ソーシャルワーカーと保護者のつなぎ方など、今後さらに実態とその課題を明らかにしていく必要がある。

5. 今後の展望

以上、就学前保育施設での保育ソーシャルワークの担い手別の研究について概観してきた。就学前保育施設においては、その性質上、こどもとの関わり方やしつけ方などの知識だけではなく、多様な家庭環境問題の解決に向けたソーシャルワークの視点は重要であり、それを併せ持った総合的支援が必要であることは明らかである。だが、現在、保育ソーシャルワークは、スクールソー

シャルワーカーのように普及しているとは言い難く、研究においても散見されるが未開拓の部分も多い。

就学前保育施設でのソーシャルワーカーが支援する対象者は、保護者が中心となり、こどもを直接支援することは稀有であると考えるが、一方で保育者への支援も重要になる。保護者や保育者の支援は、安心安全な家庭環境を創り、間接的にこどもの支援が行える。

安發（2023）がフランスの子育て支援について、「親であることの支援」と述べている。親も初めて親となったわけであり、その支援を十分に行っていくことが必要で、それは間接的にこどもへの良い影響にもつながっていく。乳幼児を持つ家庭において、「養育問題を抱えていない家庭はない」という前提と、社会全体で子育てを支援するといった考え方にシフトしていくことが必要である。こどもや親のライフステージにあった多様なニーズに基づく支援が重要で、「子育ては社会全体で支える」という意識の変革を行う必要がある。特に、これから初めて育児を行う親、育児を受けるこどもにとって、すべてのこどもの最善の利益が守られるための支援ができるようにするためには、就学前保育施設にもソーシャルワーク視点を持った専門職（保育経験とソーシャルワークの知識を持つ）を専任化し、システム化していくことが急務と考える。加えて、新資格であるこども家庭ソーシャルワーカーの活躍が期待されている。こども家庭ソーシャルワーカーが、就学前保育施設でこども家庭支援を実践している可能性も大いにありうる。専任化やシステム化されている自治体において、保育ソーシャルワークの実践研究を行うことによって、就学前保育施設におけるソーシャルワーカーの全国配置に向けた一助となるであろう。

保護者もこどもも信頼できる大人を増やし、子育ては「他者に頼る」ことが当たり前という社会基盤を創造していく。その基盤を保育ソーシャルワークが担うことができ、予防的支援にシフトしていく実践研究を進める必要がある。

文 献

赤瀬川修（2020）. 保育所における精神疾患等を有する保護者及びその子どもへの支援に関する予備的調査. 鹿児島女子短期大学紀要. 57, 3-8.
明柴聰史, 立花直樹, 丸目満弓, 渡辺俊太郎, 河崎美香, 西川友理（2024）. 保育ソーシャルワークに求められる機

能と役割に関する研究. 富山短期大学紀要. 60, 25-38.
青木隆男（2024）. 保育所で行う送迎対応の現状とソーシャルワークの活用に関する一考察—送迎時の関わりを子育て支援につなげていくために—. 目白大学総合科学研究. 20, 191-200.

安發 明子（2023）. 一人ひとりに届ける福祉が支える フランスの子どもの育ちと家族. かもがわ出版.

伊藤良高（2018）. “保育ソーシャルワークとは何か”. 保育ソーシャルワークの思想と理論. 鶴宏史, 三好明夫, 山本佳代子ほか編. 晃洋書房, 1-20.

北澤明子, 志濃原亜美（2018）. 保育所における保護者支援の現状と課題①—保護者へのアンケートより—. 秋草学園短期大学紀要. 35, 139-151.

厚生労働省（2018）. “保育所保育指針”. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/eb316dce-fa78-48b4-90cc-da85228387c2/f4758db1/20231013-policies-hoiku-shishin-h30-bunkatsu-1_24.pdf（閲覧 2025.7.31）.

松田典子, 和田上貴昭, 高橋久雄, 三浦修子, 長谷川育代, 廣瀬優子, 鶴田清江, 高橋智宏, 高橋滋孝, 高橋紘（2023）. 未就園児の保護者への支援に関する研究. 保育科学研究. 13, 77-94.

立花直樹, 丸目満弓, 明柴聰史, 田中秀和, 渡辺俊太郎, 西川友理, 河崎美香（2024）. 貧困家庭の子どもや保護者に対する保育ソーシャルワークに求められる機能と役割（1）—保育者を対象としたアンケート調査の結果の分析—. 保育ソーシャルワーク学研究. 10, 79-94.

田邊哲雄（2022）. 幼稚園におけるソーシャルワーカーの活用と実際（認定こども園におけるキンダーソーシャルワーカーの実践）. 湊川短期大学紀要. 58, 67-71.

田邊哲雄（2023）. 就学前における保育ソーシャルワークの実践と課題（認定こども園における具体的な関りと通して）. 兵庫大学論集. 29, 129-136.

鶴田智子（2019）. 保育所におけるソーシャルワーク的支援の可能性—問題を抱える家庭を支援する保育士の容容プロセス—. 子ども社会研究. 25, 85-105.

鶴田智子（2021）. 保育所等における乳幼児ソーシャルワークに関する研究—要支援子ども・家庭への切れ目のない支援をめざして—. 風間書房.

渡辺俊太郎, 馬場住子, 楠本洋子（2018）. 支援が必要と考えられる保護者に対する保育者の取り組み—アンケート調査における成功事例, 困難要因, 今後必要な取り組み—. 大阪総合保育大学紀要. 13, 25-35.